

第4章 監察・争訟事務

1 監察事務

(1) 目的

監察の目的は、事務事業の適正かつ能率的な運営を確保するとともに、職員の非行及び事故を未然に防止することによって、業務の正常な運営と教育の向上発展に寄与し、都民の期待に応えることにある。

監察の実施に当たっては、単に、学校・事業所等における、不当・不適正な事務処理等の指摘に終わることなく、業務の能率促進及び職員の資質向上のための指導に重点を置くことにより、事務事業の適正な執行の推進を図るとともに、職員の非違・非行の防止の観点からも是正措置を講ずることとしている。

(2) 令和4年度監察実施状況

種別	実施数計	内訳		
業務・ サービス監察	136	都立学校 前期61校・後期69校	本庁 3部	事業所 3所

(3) 令和4年度業務・サービス監察で報告・指導した件数

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで変則的に実施してきた業務・サービス監察、定例監査等を3年ぶりに完全に実施した。

法務監察課が実施する業務・サービス監察の指摘事項で多かったのは、契約書・仕様書等の作成に係るもの、給付の完了の確認（検査等）に係るもので30件であった。

なお、監査事務局が行う定例監査では、「建物清掃委託について適切な履行確認及び支出を行うべきもの」、「消防用設備等の維持管理」外2件について改善が求められた。

2 争訟事務

(1) 争訟事務

東京都教育委員会が行った行政処分の取消し等を求める行政訴訟、学校事故等に関して損害賠償を求める民事訴訟のほか、地方公務員法に基づき教職員に対して行った懲戒処分・分限処分等の取消しを求める不服申立てを処理している。

また、公文書や保有個人情報の非開示決定等に対する審査請求の審査事務を行っている。

(2) 種別

- ア 行政訴訟に関する事務
- イ 民事訴訟に関する事務
- ウ 不利益処分に対する不服申立てに関する事務
- エ 行政不服審査に関する事務
- オ 係争のおそれのある事件についての法律相談

(3) 訟務員会議

原則として毎月1回、訟務員会議を開催し、法的問題について協議を行っている。

訟務員は、争訟事務を処理するため、弁護士の資格を有する者のうちから東京都教育委員会が任命した非常勤職員で、現在5名が在職している。

(4) 令和4年度に係属した争訟事件の件数

(単位：件)

行政事件	民事事件	審査請求事件
10	17	147
(4)	(7)	(3)

(注) () 内は令和4年度新規発生件数